

平成25年2月15日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
ノースジャパン素材流通協同組合
岩手県盛岡市菜園一丁目3-6

2. 指名停止措置期間
平成25年2月15日から平成25年4月14日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

ノースジャパン素材流通協同組合(契約時:岩手県素材流通協同組合)は、東北森林管理局三陸北部森林管理署長と平成20年7月23日締結した立木販売物件を株式会社イワリンが作業受託(平成23年5月18日株式会社イワリンが買受)し、株式会社イワリン及び下請け業者3者(関口林業、ふる里木材、(株)千葉フォレストリー)が搬出路作設において所定の手続をしないまま予定線を変更し事業区域外の立木2,113本 490.26m³を無届伐採した。

5. 指名停止措置理由:

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については2ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為)
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話018-836-2070